

しずちゅう相続定期預金（短期預入型）

（2025年4月1日現在適用中）

1. 商品名 (愛称)	・ 自由金利型定期預金（M型） (愛称：バトンタッチ)
2. 販売対象	・ 個人のお客様で、以下に該当される方。 ○金融機関（当行以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した金額を原資としてお預入れいただける方。 ○当行との継続的なお取引を希望される方。 【当行に被相続人様の口座がある場合】 ・ 当行所定の相続手続き完了後1年以内に、その預金の一部または全部が含まれ、相続により取得した金額を原資として預入申込みをした個人のお客様。 【当行に被相続人様の口座がない場合】 ・ 他の金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資として預入申込みをした個人のお客様。 (注) 相続人様以外の方が遺贈により引き継がれた場合も預入可能です。 ・ 本商品への預入は1回限りとし、満期分を本商品へ再預入することはできません。ただし、作成後1年以内であれば長期預入型（3年・5年）への継続が可能です。
3. 期間	・ この預金の、払戻に関する期間の定め（満期日）は6ヵ月となります。（定型方式） ・ 自動継続の取扱いは致しません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 必要書類	・ 当行の本支店窓口で預入ができます。 ①本人確認資料 ②印鑑 以下の書類は写しでもかまいません。 ③他の金融機関での相続手続き完了時期がわかる書類 (例) 金融機関等に提出した依頼書等の写し 被相続人名義の解約済通帳と計算書 など ④預入者が相続人であること確認できる書類 (例) 預入者と被相続人の名前が確認できるもの 戸籍謄本（または改製原戸籍謄本）の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、金融機関に提出した依頼書等の写し など ⑤預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (例) 金融機関等に提出した依頼書等の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し など ※当行で相続手続きをされた方は、原則として①・②のみ。他の金融機関での相続手続きで遺産分割協議書がある方は、①・②と遺産分割協議書の写しをお持ちください。
(3) 預入金額	・ 相続により取得した金額の範囲内とします。 【当行に被相続人様の口座がある場合】 ・ 当行の預金の一部または全部が原資として含まれていること。 【当行に被相続人様の口座がない場合】 ・ 当行以外の預金が原資の場合は、新規預入分のみ預入が可能です。 (注) 1,000万円以上を一括預入することも可能です。
(4) 預入単位	・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 当行の本支店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。

6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入時の店頭表示（預入金額300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の3段階で金額階層別金利を設定）利率に、本商品所定の利率を上乗せするものとします。上乗せした利率は満期日まで適用します（固定金利）。ただし、金融情勢等によっては、上乗せ利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。
(4) 税 金	・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—
13. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息とともに払戻します。 預入期間6ヶ月未満…解約日における普通預金利率
14. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預入者が相続人でない、相続財産を引き継いでいない（放棄している）場合や、相続手続きが完了していない場合（調停等が係属中の場合など）は預入ができません。 ・ 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。 ・ 総合口座でのお取扱いはできません。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. ip ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）